

平成15年9月1日

各位

会社名 京セラ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西口 泰夫  
(コード番号 6971)  
(東証・大証 各第一部)  
問合せ先 執行役員常務 石田 秀樹  
(TEL 075-604-3500)

#### ラパイン訴訟に関する大法廷再審理の判決のお知らせ

京セラ株式会社とラパイン・テクノロジー・コーポレーション(LTC)及びプルデンシャル・ベêche・トレード・コーポレーション(PBTC)(現商号プルデンシャル・ベêche・トレード・サービーズ)との間のLTC再建に関する契約の成立及び当社の契約違反を巡る係争について、昨年7月23日の米国第9巡回区控訴裁判所による控訴審判決により、当社に対して金利及び弁護士費用を含め、約453百万米ドルの支払いが命じられました。これに対し、当社は再審理の申立てを行い、昨年12月に大法廷再審理を行うことが決定しました。その結果、8月30日(米国時間で8月29日)大法廷再審理の判決が下されましたので、お知らせいたします。

今回の判決において、控訴裁判所は、本案(契約の成立、契約違反、損害賠償等の実際に争いのある部分)について一切判断を示すことなく、私人間の契約に基づき仲裁判断を司法審査することはできないとして、私人間の契約に基づく司法審査を認めた1997年の同裁判所の判決を取り消したうえ、1994年の仲裁判断及びそれを承認した連邦地裁判決をそのまま承認しました。

昨年12月に再審理の申立てが認められたのは、本案についての昨年7月の控訴審判決には問題があるとの当社の申立てを受けて、控訴裁判所の現役判事の過半数が、再審理に投票した結果であります。その本案について一切触れることなく、しかも両当事者が争っていない司法審査を行う際の基準について控訴裁判所自らが1997年に出した判決を、6年後の今になって取り消すとの判決を出したことに、大変残念に思っています。当社は、この判決について、連邦最高裁判所に上訴を求める可能性につき検討する予定にしています。

なお、当社はLTCの株式を100%所有するラパイン・ホールディング・カンパニーの全株式の3分の1を所有しており(残りの3分の2はPBTCが所有)、LTCに対して認められた損害額(損害賠償総額の85%に相当)からLTCの相当な債務超過額等を差し引いた金額の3分の1を受取る権利があります。

これについては、米国証券取引委員会(SEC)の届出及び報告書に関する様式規則に基づき、年次報告書(アニュアル・レポート)に開示しておりますとおり、当社が支払う損害賠償金から当社が受取る権利分を除いた金額を引当てております。

以上